

当初予算における新規事業および拡充事業

～将来都市像である「市民が主役 いきいき やしお」を実現させるために、6の基本目標を掲げ、さまざまな事業を展開していきます(第4次八潮市総合計画基本構想・基本計画に基づく分類)～

1 かいてき

新時代を支える都市の形成

- ★雨水貯留施設設置費補助金 25万円 土木費
- ◎坩・三郷線整備事業 5億6,237万5千円 土木費
- ◎柳之宮木曾根線整備事業 1億8,096万3千円 土木費
- ◎土地区画整理国庫補助事業 1億8,750万円 土木費
担金(南部地区以外)
- 土地区画整理国庫補助事業 7億5,700万円 土木費
担金(南部地区)
- 首都圏新都市鉄道株貸付金 13億2,000万円 土木費



3 ふれあい

明るく生きがいにみちた社会の形成

- ★児童館整備事業 3,262万9千円 民生費
- ★知的障害児・者一時保護事業 50万円 民生費
- ★子育て相談事業 10万5千円 民生費
- ◎児童扶養手当費 2億4,557万7千円 民生費
- ◎ひとり親医療支給費 1,168万2千円 民生費
- ◎心身障害者地域デイケア事業補助金 1,259万5千円 民生費

2 やすらぎ

心やすらぐ安全な生活環境の形成

- ◎高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策 540万円 土木費
補助金
- 消防団ポンプ車整備事業 760万円 消防費
- 救急救命士養成課程研修事業 278万2千円 消防費

4 ちから

活気あふれる産業の形成

- ◎小口資金融資預託金 1億600万円 商工費
- ◎小口資金融資利子補給金 822万2千円 商工費
- ◎消費生活相談事業 134万4千円 商工費
- ◎緊急雇用創出基金活用事業 2,908万5千円 商工費

★印は新規事業
◎印は拡充事業

5 はぐくみ

明日の八潮を担う人づくり環境の形成

- ★市民大学事業 207万9千円 教育費
- ◎彩の国まごころ国体八潮市実行委員会補助金 6,075万7千円 総務費
- 子ども週末活動等支援事業 270万8千円 教育費
- 女性相談事業 63万3千円 総務費

6 すいしん

市民に開かれた計画的な行政推進体制の形成

- ★郵便局における住民票等取り扱い事務 445万5千円 総務費
- ★総合行政ネットワークシステム整備事業 357万円 総務費
- ★議会会議録検索システム整備事業 445万4千円 議会費

☎財政課 ☎内306

「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を制定

埼玉県では、都市計画法が改正されたため、市街化調整区域の開発許可基準などについて見直しを行い、条例を制定・公布しましたのでお知らせします。

○県条例制定の経緯

都市計画法の改正

「地方分権」と「規制緩和」の流れを背景として、地方自治体が様々な地域の課題に主体的に対応し、地域特性に見合ったまちづくりを目指すことなどを目的に都市計画法が改正され、平成13年5月18日に施行されました。

開発許可制度の見直し

都市計画法の改正目的を踏まえ、市街化調整区域の開発許可などについて、許可基準の見直しが行われました。

開発許可基準条例の公布と施行

埼玉県では、市街化調整区域における開発許可基準についての条例が本年2月県議会で議決され、3月に公布しました。

なお、本条例は、6月1日から施行される予定です。

○県条例の概要

市街化調整区域の開発許可基準要件について

①次の要件に該当する区域において、一定規模以上の集落の区域を条例で指定し、区域内の規制を緩和し地域の活性化を図る。

▼人口減少により、地域社会のコミュニティを維持することが困難になりつつある地域

▼今後、都市基盤の整備の見込みが

なく、人口流出等による地域衰退を防止する必要がある地域

②次の要件に該当する区域において、市町村長の申し出により知事が県条例に基づき指定した区域内における開発行為(特定施設誘導地域)

▼市町村の土地利用計画(総合計画)に適合するもので、一定の開発が行われても支障をきたさないような、道路や排水施設などの基盤整備がなされている幹線道路に接した土地の区域(主に産業・商業系を対象)

③次の自己の居住に使用する建築物を建築する目的で行う開発行為

▼線引き前から所有する方の自己用住宅など

▼市街化調整区域に20年以上居住する方の親族のための自己用住宅

▼線引前から居住する方の親族のための自己用住宅

▼20年以上居住する方のための自己業務用建築物

○条例施行後の影響

線引前宅地基準をはじめ、埼玉県開発審査会一括議決基準については、埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行日以降、適用されないこととなります。このため、市街化調整区域においては、原則として分譲住宅・共同住宅などの自己用でない建築物立地のための申請・許可はできません。

線引前宅地基準などについて

線引前宅地基準をはじめ、埼玉県開発審査会一括議決基準については、埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行日以降、適用されないこととなります。このため、市街化調整区域においては、原則として分譲住宅・共同住宅などの自己用でない建築物立地のための申請・許可はできません。

線引前宅地基準などについて

線引前宅地基準をはじめ、埼玉県開発審査会一括議決基準については、埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行日以降、適用されないこととなります。このため、市街化調整区域においては、原則として分譲住宅・共同住宅などの自己用でない建築物立地のための申請・許可はできません。

線引前宅地基準などについて

線引前宅地基準をはじめ、埼玉県開発審査会一括議決基準については、埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行日以降、適用されないこととなります。このため、市街化調整区域においては、原則として分譲住宅・共同住宅などの自己用でない建築物立地のための申請・許可はできません。

線引前宅地基準などについて

線引前宅地基準をはじめ、埼玉県開発審査会一括議決基準については、埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行日以降、適用されないこととなります。このため、市街化調整区域においては、原則として分譲住宅・共同住宅などの自己用でない建築物立地のための申請・許可はできません。

☎都市デザイン課 ☎内322